下水道使用料改定のお知らせ

農業集落排水施設使用料含む

(1か月単位 消費税込み)

下水道財政の健全化のため平成23年6月(7月分として請求するもの)から下水道料金を改定させていただきます。市民の皆様のご理解をお願いいたします。

《改定の内容》

●基本水量制の廃止

節水型社会への対応や少量 使用者に配慮するため汚水量 10㎡までを定額とする改定前の 基本水量制を廃止し、基本料 金と使用水量に応じた料金体系 とします。

●使用料の増額

1 ㎡当りの単価を15.75円増額します。

			(1 \(\alpha\))	1 12 111 24	1/6/20//
用途	区 分		改定前 使用料	改定後 使用料	増額
一般用	基本料金		一律	682.50円	_
		10 ㎡まで	1,050.0円	52.50円	_
	汚	10 ㎡を超え30 ㎡まで	105.0円	120.75円	15.75円
	水	30㎡を超え50㎡まで	115.5円	131.25円	15.75円
	量	50㎡を超え100㎡まで	126.0円	141.75円	15.75円
	(1㎡当り)	100㎡を超えるもの	136.5円	152.25円	15.75円
湯屋用	300㎡まで		15,750.0円		
勿座用	300 n	iを超えるもの(1㎡当り)	73.5円	改正なし	_
臨時用	(1m³当り)		189.0円		

下水道使用料に円未満の端数が生じる時はこれを切り捨てます。

汚水量当たり比較表(1か月分 消費税込み)

排出量	改定前	改定後	増減額
m³	円	円	円
0	1,050	682	△368
1		735	△315
2		787	△263
3		840	△210
4		892	△158
5		945	△105
6		997	△53
7		1,050	0
8		1,102	52
9		1,155	105
10		1,207	157
20	2,100	2,415	315
30	3,150	3,622	472
40	4,305	4,935	630
50	5,460	6,247	787
100	11,760	13,335	1,575
150	18,585	20,947	2,362
200	25,410	28,560	3,150
300	39,060	43,785	4,725

※汚水量の決め方

- ①市の水道のみ使用した場合:水道使用量が汚水量となります。
- ②井戸水のみ使用した場合:家族の人数により、使用量(認定水量)が決められています。(3人まで1人につき7㎡。4人目から5㎡)
- ③市の水道水と井戸水の両方を使用している場合:水道の使用量と井戸水の認定水量を比べどちらか多い方の水量が汚水量となります。
- ※認定水量は家族の人数で決まりますので、世帯人員に変更があった場合には、下水道課までご連絡ください。

井戸水認定水量ごとの比較(1か月分 消費税込み)

人数	認定水量	改定前	改定後	増 額
1名	7 m³	1,050円	1,050円	0円
2名	14 m³	1,470円	1,690円	220円
3名	21 m³	2,205円	2,535円	330円
4名	26 m³	2,730円	3,139円	409円
5名	31 m³	3,265円	3,753円	488円
6名	36 m³	3,843円	4,410円	567円
7名	41 m³	4,420円	5,066円	646円
8名	46 m³	4,998円	5,722円	724円
9名	51 m³	5,586円	6,389円	803円